

消防予第 173 号
平成14年6月11日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の点検に係る運用について

「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(昭和50年4月1日消防庁告示第3号)及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)が、平成14年3月12日にそれぞれ一部改正され、また、具体的な点検要領については、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)により通知しているところでありますが、今般、下記のとおり運用することとしたので通知します。

貴職におかれてましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 点検の実施について

消防用設備等の点検は、消防用設備等(非常電源、配線及び操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとに定められた点検の基準に基づいて行わなければならないが、当該点検を行うにあたって、点検の安全を確保することが必要であること等にかんがみ、次の事項に留意して実施するよう指導されたいこと。

- ・ 点検は、平成14年6月11日消防予第172号別添に示す消防用設備等(非常電源、配線及び操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとの点検要領により行うものであること。
- ・ 総合操作盤の点検は、操作盤の点検の基準により行うものであること。
- ・ 操作盤の配線(総合操作盤の配線を含む。)の点検は、配線の点検の基準により行うものであること。
- ・ 非常電源専用受電設備、自家発電設備及び蓄電池設備は、電氣的に危険性の高い設備であるので、これらの設備に係る点検を行う場合は、電気主任技術者の協力を得ることにより感電事故等の発生の防止に努められたいこと。なお、当該設備の点検につ

いては、電気事業法による保安規程に基づき、6ヶ月以内ごとに行う点検と合わせて行うことが望ましいこと。

- ・ 消防用設備等に含まれる配線の点検にあたっては、電氣的作動による消火剤の放射及び放出等の事故を防止するため、当該設備の一次側配線については前・に準じて行い、二次側配線については当該設備の点検者がそれぞれ行う必要があること。
- ・ 他の消防用設備等の範囲と重複する場合（スプリンクラー設備の感知装置として用いられる自動火災報知設備の感知器等）は、当該消防用設備等の機能維持の完璧を期するため、他の消防用設備等の点検実施者等と連絡をとり、点検を行うこと。
- ・ 点検実施者の危険防止、防火対象物の利用者、通行人等の周囲の者に対する危害防止を図るため、関係者と十分に協議を行い、連絡をとった上で点検を行うこと。また、点検を行うにあたっては、防火対象物の消防用設備等の設置届、試験結果報告書及び設置時に作成された消防用設備等に関する図書を準備し、当該点検を行おうとする設備の概要及び状態等を把握した上で点検を行うこと。
- ・ 点検終了後は、電源電圧、スイッチ類の位置及び収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復旧しておくこと。

2 点検票について

- ・ 点検結果を点検票へ記載するにあたっては、棟を単位としてそれぞれの点検票を作成するものであること。
- ・ 点検に際して、消防用設備等に不良個所があった場合は、不良個所が何階のどの個所であるのか、更には、不良内容がどのようなものであるのかを明確になるようにしておき、適切な処置ができるようにしておくこと。また、不良個所、不良内容、措置内容等を当該記載欄に記入できない場合は、備考欄及び任意の様式の別紙に記載すること。
- ・ 点検の結果の報告は、昭和50年4月1日消防庁告示第3号別記様式第1の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等（非常電源、配線及び操作盤の部分を除く。）の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとに昭和50年10月16日消防庁告示第14号各別記様式の点検票を添付すること。ただし、総合操作盤については、同告示別記様式第27の操作盤点検票を用いること。
- ・ 消防用設備等のうち非常電源を附置するものについては、非常電源点検票を添付することとされているが、内蔵型の非常電源を有しているものは、当該非常電源点検票を添付しないことができるものとして取り扱ってさしつかえないものであること。
- ・ 消防法施行令第32条が適用されている消防用設備等については、消防用設備等（非常電源、配線及び操作盤の部分を除く。）の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとの点検の基準に従って点検を行い、昭和50年10月16日消防庁告示第14号各別記様式により点検票を作成する必要があるが、記入欄の過不足等が生じた場合は、備考欄の利用、記入欄の一部修正等の方法により、適宜対処することとしてさしつかえないこと。
- ・ 各点検票中の防火管理者欄及び立会者欄の押印については、昭和50年4月1日消防庁告示第3号別記様式第2消防用設備等点検結果総括表を用いている場合は当該総括表又は個々の点検票中の防火管理者欄及び立会者欄のいずれかに押印されていればよいものであること。

3 点検報告時期について

消防用設備等点検結果報告書は、最も新しい時期に点検した機器点検及び総合点検の内容を記載した点検票の両方を添付し、防火対象物の区分に応じ報告すること。

4 その他

- ・ 今回の告示改正において新たに規定された点検の基準のうち、特に長期間使用しているものに課されることとされた屋内消火栓設備等のホースの耐圧試験及び連結送水管の配管の耐圧試験について、防火対象物の関係者、消防設備士及び消防設備点検資格者に対して、講習会等のさまざまな機会を活用してその内容を十分に把握し、的確な点検を実施するとともに、異常が発見された場合には速やかに適切な措置をするよう指導されたいこと。
- ・ 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日消防予第220号)に定められる共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検要領については、追って通知する予定であること。